

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

新聞等に消費税の軽減税率の導入を求める意見書(案)

新聞等は、世界の動きから日本、そして地域の動きまで広範囲なニュースや情報を報道したり、多様な意見・論評を広く国民に提供することにより、民主主義の健全な発展と国民生活の向上に寄与している。

欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞・書籍・雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしている。「知識には課税せず」という認識は、欧州各国でほぼ共通している。

我が国では現在、消費税率10%時における軽減税率導入に向けて、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備等、詳細な内容についての検討が進められているが、仮に、新聞等に軽減税率を適用しないこととなった場合には、新聞等の購読中止や買い控えが懸念される。

加えて、近年、国民の文字離れ、活字離れによって読み書き能力の低下が懸念されており、このような観点からも好ましいことではない。

よって国においては、新聞等に軽減税率を導入するよう強く要望する。